

平成20年4月から

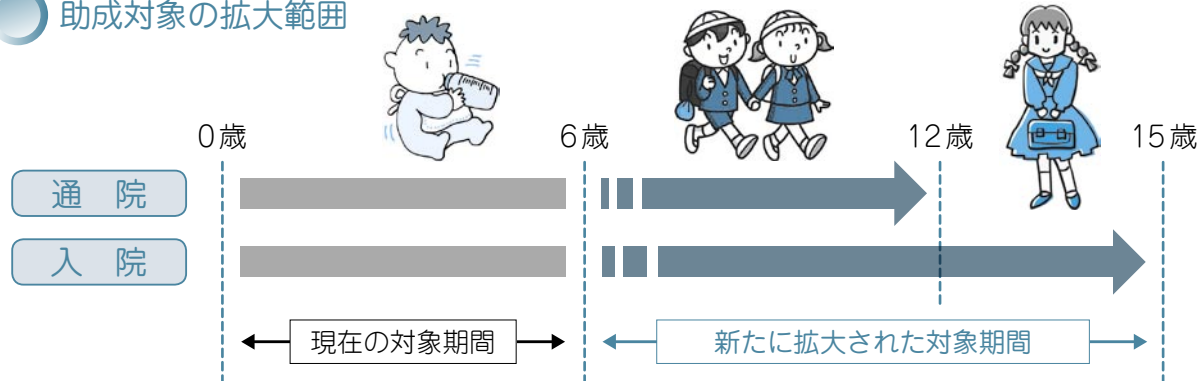
# 乳幼児医療の助成対象が拡大されます

市内在住の子どもに対する健康と福祉の増進を図るため、平成20年4月1日から乳幼児医療の助成対象が拡大されます。今号では、その内容についてお知らせします。

保険年金課 ☎66♦1102



## 助成対象の拡大範囲



	これまでの制度	平成20年4月からの制度
制度の名称	乳幼児医療費助成制度	子ども医療費助成制度
受給者証の名称	乳幼児医療費受給者証	子ども医療費受給者証
医療費の助成対象	通院・入院とも6歳の誕生日の月末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>■通院 小学校卒業まで (12歳になった最初の3月31日まで)</li> <li>■入院 中学校卒業まで (15歳になった最初の3月31日まで)</li> </ul>
助成の方法	乳幼児医療費受給者証を医療機関窓口で提示していただくことにより、窓口負担分(食事代など保険外は除く)が助成されます。	子ども医療費受給者証を医療機関窓口で提示していただくことにより、窓口負担分(食事代など保険外は除く)が助成されます。ただし、 <u>中学生には受給者証を発行しませんので、いったん医療機関などで窓口負担分を支払い、後日、助成の申請手続きを行ってください。</u> (※申請は市役所保険年金課で取り扱います)

## 現在、次の事項に該当する方は、ご注意ください。

### ■小学校(1～5年生)に在学中の方

子ども医療費受給者証の交付を受ける申請が必要です。2月上旬ごろ個別に案内を送付しますので、忘れずに手続きをしてください。

### ■乳幼児医療費受給者証をお持ちの方

平成20年4月より受給者証が子ども医療費受給者証となります。3月下旬ごろ新しい受給者証を送付しますので、4月以降に医療機関などへ行く場合は、必ず新しいものを窓口で提示してください。(これまでの受給者証では、助成を受けることができません。)

### ■心身障害者医療費助成制度または母子家庭等医療費助成制度で受給中の中学生までの方

引き続きそれぞれの医療制度で助成を受けられますので、子ども医療費受給者証の交付を受ける申請は必要ありません。ただし、子ども医療費助成制度での助成を希望される方は、就学前まではこの子ども医療費助成制度でも助成を受けることができます。